

和歌山県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関一覧

令和7年5月28日

名 称	合同会社オフィスK
代 表 者	代表社員 臼井 啓子
所 在 地	大阪府堺市堺区桜之町西二丁1番18号
電 話 番 号	072-227-4567
メー ル ア ド レ ス	kensyu@fukushi.care
指 定 年 月 日	令和7年5月28日

地域密着型サービス外部評価評価調査員養成研修フォローアップ研修実施規程

合同会社オフィス K（以下「当機関」という。）における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業所（以下「事業所」という。）に対する外部評価の評価調査員養成研修ならびにフォローアップ研修（以下「研修」という。）実施については、本実施規程に定める。

1 研修の目的と基本方針

福祉サービスの質の向上を目的とし、決して欠点探し・あら探しに陥ることなく、評価調査員と事業所の対話に重きを置き、事業所の強みと理念方針を引出しながら、それらを尊重した上で、サービスの質の向上に繋がる気づきや工夫を見いだせる、評価調査員の育成と、そのフォローアップを行う事によって、最新の報酬改定・設置基準等に従った、適切な事業所の質の向上に繋げられる評価調査員のスキル向上に取り組む。

2 研修内容等

ア 研修事業の名称

地域密着型サービス外部評価 評価調査員養成研修

地域密着型サービス外部評価 評価調査員フォローアップ研修

イ 実施場所

研修機関として指定した府県（以下「指定権者」という。）庁所在地より、公共交通機関利用で概ね、2 時間以内圏内を目処に、受講者総数に応じて設置し、対面にて実施する

尚、参加人数・社会的情勢・感染症状況等に応じて、オンライン・zoom を利用しての実施とする場合がある。

ウ 研修期間

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」 第 97 条第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について 平成 18 年 10 月 17 日 付 老計発第 1017001 号厚生労働省老健局計画課長 通知（以下「国通知」という。）に規定する評価調査員養成研修及びフォローアップ研修標準カリキュラム例に沿った、総研修時間 1 5 6 0 分（概ね 4 日間に分割して行う）

エ 研修課程

国通知標準カリキュラム例に準拠した講義並びに演習

オ 講師氏名

別紙、講師一覧の通り

カ 研修修了の認定方法

全日程への出席を前提とし、研修態度、研修中実施する適性チェック・小テスト・効果測定・修了テスト等の結果を総合的に判断し、7 割以上の達成度を持って認定する。尚、7 割を満たさず 5 割以上の場合には、条件を附して、また、追加レポート等の提出判定を持って補完認定する場合がある。

キ 受講資格

指定権者が選定した評価機関に所属する者、または指定権者への選定を申請予定でその意思を指定権者に表明している評価機関予定法人（以下「評価機関」という）に所属する者で、かつ、指定権者が定める評価調査員登録要件に該当している者。

ク 受講手続き

評価機関が取り纏め、各評価機関において評価調査員登録要件に該当することを確認した上で、当機関所定の受講申込書を当機関に申込期間内提出完了を持って行う。

ケ 受講料

受講者1名30,000円（消費税相当額を含む）尚、資料・テキスト代、実習・演習実費等は、必要に応じ別途受講者より徴収

3 研修実施記録

指定権者の定める項目につき、受講者の受講状況・成績・認定結果を調製する。

研修終了後は、指定権者の定める内容について、指定権者へ報告を行う。

尚、指定研修機関を廃止する場合、または取消を受けた場合には、研修実施記録の全てを指定権者に提出する事とする。

令和6年9月1日制定